

定期報告対象が追加されます

建築基準法第12条第1項（定期調査）及び第3項（定期検査）に基づく報告制度の実効性の確保のため、同法及びこれに基づく政令が改正されます。また、これに伴い特定行政庁の規則も改正され、定期報告対象が追加されます。

1、定期報告対象建築物に飲食店・遊技場等を追加（平成28年度から）

【新たに追加される用途】

飲食店、遊技場（パチンコ店・カラオケボックス等）、待合、料理店、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール

【対象規模及び報告の時期】

特殊建築物		建築設備	
規模(Aはその用途に供する部分の床面積の合計とする。)	報告の時期 (注)	規模 (その用途にかかわる範囲)	報告の時期
①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥500㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回 ※当該用途が 1000㎡未満は 2年に1回	500㎡を超えるもの または3以上の階数を 有するもの	毎年1回 (4月1日から 12月25日まで)

2、定期検査対象建築設備に防火設備を追加（平成30年度から）

報告の必要な防火設備	対象建築物	報告の時期
右記①または②の建築物に設けられた、 随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパー等を除く。)	① 国が政令で定める建築物 ② ①のほか、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームまたは就寝用途の児童福祉施設等に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物	毎年1回 (4月1日から 12月25日まで)

3、定期検査対象建築設備に小荷物専用昇降機を追加（平成30年度から）

報告の必要な小荷物専用昇降機	報告の時期
小荷物専用昇降機で、昇降路の出し入れ口の下端が、当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm未満のもの	毎年1回 (4月1日から 3月31日まで)

【お問い合わせ先】

生駒市 建築課 TEL 0743-74-1111 (代表)

